

# 令和元年提案 対応状況 (都道府県別)

令和元年12月24日

内閣府地方分権改革推進室

# 目次

都道府県名	ページ	都道府県名	ページ
北海道	1	滋賀県	33
青森県	2	京都府	36
岩手県	3	大阪府	40
宮城県	4	兵庫県	45
秋田県	6	奈良県	50
山形県	7	和歌山県	51
福島県	8	鳥取県	55
茨城県	9	島根県	59
栃木県	11	岡山県	60
群馬県	13	広島県	61
埼玉県	14	山口県	63
千葉県	17	徳島県	64
東京都	19	香川県	69
神奈川県	20	愛媛県	70
新潟県	22	高知県	71
富山県	23	福岡県	72
石川県	24	佐賀県	74
福井県	25	長崎県	76
山梨県	26	熊本県	78
長野県	27	大分県	81
岐阜県	28	宮崎県	84
静岡県	29	鹿児島県	86
愛知県	30	沖縄県	88
三重県	32		

※「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）  
記載内容」の欄には、主として措置等を行う府省の対応方針文を記載

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（北海道関連）（6件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
1	新篠津村	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもへの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	内閣府、厚生労働省	—
2	新篠津村	保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する際の特例適用の明確化	幼保連携型認定こども園に從事する保育教諭の資格は、保育士の登録を受けていること及び幼稚園教諭の普通免許状を授与していることが要件とされている。現在は経過措置期間中であり、片方の資格保有者がもう片方の資格を取得する際の特例が設けられている。(分権一括法により令和6年まで延長予定)特例を受けるための要件として、一定期間の実務経験が課せられており、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際に考慮される実務経験については、教育職員免許法施行規則で規定されている。しかし、本施行規則は一見すると、へき地保育所での経験が含まれていないように誤解が生じるものと考え。文部科学省のQ&Aではへき地保育所での経験も実務経験に含められるよう読めるが、明確に「へき地保育所での経験を含む。」と記載されておらず、地方自治体にとっては不明瞭と言わざるを得ないため、本規定の明確化を求める。	文部科学省	5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (ii)保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例(附則18項)については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明による在職年数が、最低在職年数(施行規則附則10項)に含まれることを関係機関に改めて通知するとともに、新たに免許状を取得しようとする者に周知する。 [措置済み(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]
64	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町  【重点25】	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	総務省、農林水産省	5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35)森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:総務省)
76	苫小牧市	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準等に係る一定の判断の基準等の周知	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準、支給量設定の基準について、一定の判断の基準や認定の事例等の周知を求める。	厚生労働省	—
77	苫小牧市  【重点30】	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化を求める。	内閣府	5【内閣府】 (8)災害対策基本法(昭36法223) 木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査(90条の2)については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。
181	島牧村  【重点14】	指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和	指定小規模多機能型居宅介護の定員29名を超えて35人まで登録しても、一定の期間は介護報酬の減算(70/100)を行わない。(通いの定員については、現行18人以下のところ、21人まで)(過疎地域指定や人口規模、サービス事業所の新規参入が見込めない等の条件付き)(関係法令に基づき、利用者増に対する職員の増員を行うことも条件)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ii)指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（青森県関連）（4件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
15	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	自殺対策費補助金の早期の交付決定	自殺対策費補助金の年度当初の早期の交付決定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (32)自殺対策基本法(平18法85) 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。
38	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	総務省、外務省、 文部科学省	5【総務省】 (22)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。 (関係府省:外務省及び文部科学省)
39	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書を発出すること。 発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クレアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	総務省、外務省、 文部科学省	5【総務省】 (22)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。 (関係府省:外務省及び文部科学省)
67	青森県、青森市、八戸市、黒石市、つがる市、平川市、平内町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、五戸町、階上町	農業次世代人材投資事業(経営開始型)における新規就農者に対する就農状況確認及び訪問に係る運用の弾力化	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者に対して、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに選任し、就農状況確認や訪問指導については、それぞれ年2回ずつ直接訪問により実施するよう指導されている。 これを、地域の実情に応じ効率的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況に応じて、抱き合わせで実施することで訪問回数を減らす、電話等に対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (13)農業人材力強化総合支援事業 (ii)農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る就農状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（岩手県関連）（3件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
12	岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、西和賀町、一戸町  【重点18】	転院に係る診療報酬の算定方法の見直し	・転院に係る診療報酬の算定方法の見直し(地域の実情に応じ、開設者が同一の病院間で転院した場合でも、病院ごとの入院日を起算日として取り扱うこと) ・地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に、同一開設者による病院間での紹介も含めて算定	厚生労働省	—
15	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	自殺対策費補助金の早期の交付決定	自殺対策費補助金の年度当初の早期の交付決定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (32)自殺対策基本法(平18法85) 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。
41	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	法務省	5【法務省】 (5)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（宮城県関連）（7件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
24	東松島市	市街化調整区域内における空家の用途変更手続の簡素化	空家である農家住宅を一般住宅へ用途変更する際の許可については、市町村が周辺の土地利用への影響の有無を確認した場合などにおいては、許可申請に係る添付書類等、申請手続の簡素化を行うことを可能としたい。	国土交通省	—
85	宮城県、三重県、広島県	墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)において準用する行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)における調査権限の制定	市町村が支出した費用の充当に必要な事項(遺留金銭や相続人調査)に係る調査権限を創設すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
87	宮城県、三重県、広島県	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)において、費用弁償先として含まれている扶養義務者について、家庭内暴力等特殊事情がある場合はその適用を除外する旨の規定を創設すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
88	宮城県、三重県、広島県  【重点13】	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省第38号)における、附則第3条で定める「管理者に係る経過措置」の改正	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
90	宮城県  【重点23】	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等を見直しを求める。	財務省、農林水産省	5【農林水産省】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) (ii)市町村等が国から譲与を受けた道路等(農地法等の一部を改正する法律1条による改正前の農地法74条の2第1項)について、公共的性格があると認められる道路等の設置は、農業用以外であっても、農業者も利用できるものである場合は、代替道路等の設置に該当し、国への返還を要せずに用途廃止が可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月29日付け農林水産省経営局長通知)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（宮城県関連）（7件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
91	宮城県  【重点23】	旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し	旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	財務省、農林水産省	5【農林水産省】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) (i)都道府県が一部の管理事務を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるとき(同法1条による改正前の農地法80条1項)は、財務大臣への引継ぎ(国有財産法8条)が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講じ、財務局、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・引継ぎに当たって、処分先の目処がついているか否かにかかわらず財産の引継ぎを受けること及び境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの都道府県が行う事務を明確化する。 ・地方農政局は、引継ぎの対象となる財産について、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの状況を確認した後、速やかに財務局と調整を開始する。その調整に当たっては、地方農政局が主体的に行うことを原則とする。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときから、地方農政局における都道府県からの引継調書の受理までの期間(都道府県が行う事務に要する期間を除く。)について、都道府県の意見を踏まえつつ、標準処理期間を設定する。 ・地方農政局における都道府県からの引継調書の受理から、財務局における地方農政局への引受けの受領書の送付までの期間について、標準処理期間を設定する。 ・その他引継ぎを円滑に進めるために必要な措置を講ずる。 (関係府省:財務省) [措置済み(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長通知、令和元年11月29日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]
164	広島県、宮城県、三重県、広島市、愛媛県、中国地方知事会  【重点13】	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(令和6年3月31日)とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（秋田県関連）（6件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
15	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	自殺対策費補助金の早期の交付決定	自殺対策費補助金の年度当初の早期の交付決定	厚生労働省	5【厚生労働省】 (32)自殺対策基本法(平18法85) 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。
38	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	総務省、外務省、 文部科学省	5【総務省】 (22)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。 (関係府省:外務省及び文部科学省)
39	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書を発出すること。 発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クレアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	総務省、外務省、 文部科学省	5【総務省】 (22)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。 (関係府省:外務省及び文部科学省)
41	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	法務省	5【法務省】 (5)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和元年11月29日付出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)]
43	秋田県、湯沢市、由利本荘市、小坂町	養蜂振興法に基づく転飼許可に係る基準の明確化等	養蜂振興法に基づく転飼許可及び蜂群配置に係る調整について、国の通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい。」という基準の趣旨や解釈等を明確化すること。 また、地方が許可判断を円滑に行うことが可能となるよう、当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見(適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行うこと。	農林水産省	5【農林水産省】 (6)養蜂振興法(昭30法180) 転飼の許可(4条1項)及び蜂群配置の適正等を図るための措置(8条1項)については、都道府県における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、有識者、関係団体及び都道府県の参加を得て調査等を行い、転飼の許可及び措置の実施に当たって参考となる科学的知見等を令和3年度中を目途に都道府県に情報提供する。
44	秋田県、小坂町	国土交通省空港施設災害復旧事業費補助の対象の明確化	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (16)空港法(昭31法80) 空港施設災害復旧事業費補助金については、「空港内の施設の維持管理指針」(平26国土交通省航空局)に基づき地方公共団体が策定した維持管理計画に沿って空港施設の維持管理を適切に実施している場合には、災害復旧工事の対象外である「甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの(施行令4条5号)」に該当しないことを含め、採択要件等を明確化し、地方公共団体に令和2年中に周知する。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（山形県関連）（1件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
292	山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高畠町、三川町、庄内町、遊佐町	「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し	老朽化したサケふ化施設の機能を維持するための改築のうち、耐用年数を経過していても、機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改築」の範囲を見直すこと。	農林水産省	5【農林水産省】 (12)水産業強化支援事業 水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金については、地方公共団体等における円滑な事業の実施に資するよう、対象となる施設の改築の内容を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に周知する。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（福島県関連）（5件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
124	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	厚生労働省	—
125	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営場合の介護予防支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	厚生労働省	—
140	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
170	栃木県、福島県	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う申請書類の簡素化及びマニュアルの作成	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う財産処分申請について、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを求める。	経済産業省	5【経済産業省】 (8)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務小規模事業経営支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した指導施設の財産の処分については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、財産処分に係る申請手続や当該手続に必要な添付書類等の精査を行い、その内容を事務処理マニュアルとして取りまとめ、令和2年度中に都道府県に周知する。
199	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、猪苗代町、平田村、浅川町、三春町、小野町	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法の明確化	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法について、当該工場等が準則条例の通常計算(工場立地に関する準則における第1条から第3条までによる計算)で定める緑地等面積を上回る場合は、事業者等の判断で通常計算によるか特例計算(工場立地に関する準則における(備考)1による計算)によるか選択できる規定を当該条例に置くことが可能であることを通知等で明確化することを求める。	経済産業省	5【経済産業省】 (2)工場立地法(昭34法24) 既存工場等(工場立地に関する準則(平10大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示1)(備考)1)において、生産施設の面積の変更(減少を除く。)が行われるときの生産施設、緑地及び環境施設の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、既存工場等以外の工場と同様のより簡易な計算方法で算定できることをホームページで公表するとともに、その旨を地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて周知する。 [措置済み(工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課))]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（茨城県関連）（6件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
119	埼玉県、茨城県、群馬県、川越市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	生活保護ケースワーカーの要件「社会福祉主事」資格の緩和	指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (i)社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。
120	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野県	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	農林水産省	—
124	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	厚生労働省	—
125	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営する場合の介護予防支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	厚生労働省	—

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（茨城県関連）（6件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
140	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
168	栃木県、茨城県、群馬県	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に関し付される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	農林水産省、環境省	—

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（栃木県関連）（7件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
120	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野県	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	農林水産省	—
124	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	厚生労働省	—
125	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営場合の介護予防支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	厚生労働省	—
140	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
168	栃木県、茨城県、群馬県	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に関し付される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	農林水産省、環境省	—

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（栃木県関連）（7件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
169	栃木県、群馬県、新潟県	「民泊制度運営システム」により行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識発行に係る手続の簡素化	住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受理した際には、標識発行に最低限必要な内容のみを「民泊制度運営システム」に入力すれば、同システムへの添付書類の登録を待たずに、標識が発行可能となるよう見直しを求める。	厚生労働省、国土交通省	5【国土交通省】 (20)住宅宿泊事業法(平29法65) 住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識(13条)の発行に必要となる届出番号については、観光庁が運営する「民泊制度運営システム」に住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していなくても、都道府県知事等において取得可能であることを、地方公共団体に周知する。 (関係府省:厚生労働省) [措置済み(令和元年11月19日第11回住宅宿泊事業法関係自治体連絡会議)]
170	栃木県、福島県	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う申請書類の簡素化及びマニュアルの作成	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う財産処分申請について、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを求める。	経済産業省	5【経済産業省】 (8)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務小規模事業経営支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した指導施設の財産の処分については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、財産処分に係る申請手続や当該手続に必要な添付書類等の精査を行い、その内容を事務処理マニュアルとして取りまとめ、令和2年度中に都道府県に周知する。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（群馬県関連）（5件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
119	埼玉県、茨城県、群馬県、川越市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	生活保護ケースワーカーの要件「社会福祉主事」資格の緩和	指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (i)社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。
120	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野県	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	農林水産省	—
140	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
168	栃木県、茨城県、群馬県	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に関し付される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	農林水産省、環境省	—
169	栃木県、群馬県、新潟県	「民泊制度運営システム」により行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識発行に係る手続きの簡素化	住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受理した際には、標識発行に最低限必要な内容のみを「民泊制度運営システム」に入力すれば、同システムへの添付書類の登録を待たずに、標識が発行可能となるよう見直しを求める。	厚生労働省、国土交通省	5【国土交通省】 (20)住宅宿泊事業法(平29法65) 住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識(13条)の発行に必要な届出番号については、観光庁が運営する「民泊制度運営システム」に住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していなくても、都道府県知事等において取得可能であることを、地方公共団体に周知する。 (関係府省:厚生労働省) [措置済み(令和元年11月19日第11回住宅宿泊事業法関係自治体連絡会議)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（埼玉県関連）（11件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
118	埼玉県 <b>【重点45】</b>	不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税をしている。 については、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第382条第1項と同様の規定を設けて、都道府県にも登記所からの通知が行われるように地方税法を改正し、都道府県においてもオンラインにより提供される登記済通知に係る電子データを活用できるようにすること。	総務省、法務省	5【総務省】 (6)地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。 (関係府省:法務省)
119	埼玉県、茨城県、群馬県、川越市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	生活保護ケースワーカーの要件「社会福祉主事」資格の緩和	指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (i)社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。
120	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野県	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	農林水産省	—
122	埼玉県、神奈川県	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、都道府県を経由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。	総務省、農林水産省、国土交通省	5【総務省】 (4)競馬法(昭23法158)及びモーターボート競走法(昭26法242) 競馬を行うことができる市町村(特別区を含む。)の指定手続(競馬法1条の2第2項)及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続(モーターボート競走法2条1項)において、指定都市が申請を行う場合の都道府県経由事務については、令和2年度分から廃止する。 (関係府省:農林水産省及び国土交通省) [措置済み(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)]
203	さいたま市、埼玉県	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間等の延長	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（埼玉県関連）（11件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
208	静岡県、埼玉県、南豆衛生プラント組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島函南広域行政組合、富士山南東消防組合、裾野市長泉町衛生施設組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、御殿場市・小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、共立蒲原総合病院組合、志太広域事務組合、大井上水道企業団、駿遠学園管理組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団	一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化	現状、一部事務組合が所有する不動産の登記手続において、法務局から「一部事務組合の資格証明書」(一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」を都道府県知事の名で証明)の提出を求められるが、これを「設立許可書の写し」「組合規約」の確認等へ変更すること。 上記提案が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本還付を認めること。	法務省	—
211	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。 また、データ標準レイアウト改訂は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	内閣府、総務省	5【総務省】 (24)マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改訂については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改訂に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改訂に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。 (関係府省:内閣府)
212	神奈川県、さいたま市、川崎市、相模原市、寒川町	認可外保育施設の保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日の解釈の明確化	認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	内閣府、厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (iii)認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平13厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（埼玉県関連）（11件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
216	神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査に係る都道府県及び市町村の事務の廃止	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の見直しを行うことで、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	農林水産省	5【農林水産省】 (10)地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握 地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体等に周知する。 また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。
217	神奈川県、さいたま市、藤沢市、秦野市、海老名市、寒川町、開成町	農業次世代人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証するものとして求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記する。	農林水産省	5【農林水産省】 (13)農業人材力強化総合支援事業 (i)農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業に係る交付申請時等に添付する農地の所有権又は利用権を有していることを証する書面については、農地基本台帳の写しに限られるものではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸借又は売買に係る契約書等の他の書面で代替可能であることを明確化するため、令和2年4月を目途に「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官)及び「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」を改正する。
301	川口市	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証のなりすまし使用への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (2)健康保険法(大11法70) 保険医療機関が行う療養の給付を受ける資格の確認(保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭32厚生省令15)3条)については、保険医療機関の判断により、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることが可能である旨を、保険医療機関等に令和元年度中に通知する。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（千葉県関連）（7件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
5	船橋市 【重点35】	生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し	生活保護費返還金等(①生活保護法第63条返還金、②生活保護法第78条徴収金、③民法第703条及び地方自治法施行令第159条による戻入金)について、コンビニ収納を可能とするべく、地方自治法第243条に定める私人の公金取扱いの制限から除くため生活保護法及び生活保護法施行令に特別の定めを規定する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)、費用等の徴収(78条)等に基づき生じる債権の収納の事務については、私人に委託することを可能とする。
119	埼玉県、茨城県、群馬県、川越市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	生活保護ケースワーカーの要件「社会福祉主事」資格の緩和	指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (i)社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。
144	千葉県 【重点45】	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。)また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	総務省、法務省	5【総務省】 (6)地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。 (関係府省:法務省)
145	千葉県	医師法、歯科医師法、薬剤師法(以下、「医師法等」という。)に基づく届出のオンライン化	医師等に義務付けられている届出に関して、現状の紙で行われる届出に変えて、対象者各自が付与されている籍登録番号をIDとし、対象者各自がインターネットを使用して行う届出を可能とする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (11)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
206	市川市	ケースワーク業務の一部外部委託化	生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務のうち、高齢者世帯への定期的な訪問や、被保護者からの簡易な電話問い合わせなどの一部業務について外部委託化を可能とする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iv)ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。 ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（千葉県関連）（7件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
207	市川市	戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項において、電子署名が必須とされているが、これを総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きと同様に、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない旨を規定することを求める。	法務省	—
213	神奈川県、千葉県、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、開成町、愛川町、山梨県	学校給食費の公会計化に伴う生活保護制度の教育扶助(学校給食費)における支給方法の明確化	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を通知により明確化されたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iii)学校給食をはじめとする教育扶助(13条)については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体の長等に対して支払うことを可能とする。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（東京都関連）（4件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
18	東京都 【重点37】	小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和	中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。	文部科学省	5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (iv)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
31	特別区長会	住民基本台帳事務関係様式からの「性別」欄削除	住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」欄を削除すること。	総務省	—
32	特別区長会	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間相違によるトラブルの回避策	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないように対策を講ずること。	総務省	5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]
204	八王子市	選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化	公職選挙法及び同施行令に規定されている選挙運動用自動車の使用可否の判断における「乗用の自動車」に関する基準を明確にすること。とりわけ、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合においても、自動車の実体及び形態等により選挙運動自動車としての使用可否が異なるため、これらの実体及び形態等に応じた具体的かつ詳細な判断基準(ガイドライン等)を示すこと。	総務省	—

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（神奈川県関連）（12件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
81	茅ヶ崎市 【重点31】	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	地方自治法第232条の5に限定列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。	内閣府、総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) 普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)
122	埼玉県、神奈川県	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県經由の廃止	公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、都道府県を経由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。	総務省、農林水産省、国土交通省	5【総務省】 (4)競馬法(昭23法158)及びモーターボート競走法(昭26法242) 競馬を行うことができる市町村(特別区を含む。)の指定手続(競馬法1条の2第2項)及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続(モーターボート競走法2条1項)において、指定都市が申請を行う場合の都道府県經由事務については、令和2年度分から廃止する。 (関係府省:農林水産省及び国土交通省) [措置済み(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)]
135	川崎市	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法第17条の3における交付税検査の検査対象期間において、当該自治体がいずれの年度も普通交付税不交付団体(※調整不交付含む)だった場合、実地検査ではなく書面検査を原則とするよう見直しを行う。 具体的には、各普通交付税不交付団体において自主的に検査対象期間の算定について検査を行い、総務省指定の調査様式にて結果を報告するとともに、必要な根拠資料を送付する。質疑等があれば書面でやり取りする。総務省において書面検査のほかに実地検査が必要との判断に至った場合にのみ、実地検査を行う方式に変更する。	総務省	—
176	横浜市	児童扶養手当に係る2分の1の支給を停止する減額措置の見直し	児童扶養手当法第13条の3に基づく、「支給開始から5年」又は「支給要件に該当してから7年」を経過した受給者に対する手当の2分の1の支給を停止する減額措置に係る事務手続きの見直し	厚生労働省	5【厚生労働省】 (21)児童扶養手当法(昭36法238) (ii)児童扶養手当の一部支給停止の適用除外(13条の3)に係る届出については、受給資格者の提出書類の簡素化を図るなど、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
211	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。 また、データ標準レイアウト改訂は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	内閣府、総務省	5【総務省】 (24)マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改訂については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改訂に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改訂に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。 (関係府省:内閣府)
212	神奈川県、さいたま市、川崎市、相模原市、寒川町	認可外保育施設の保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日の解釈の明確化	認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	内閣府、厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (iii)認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平13厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（神奈川県関連）（12件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
213	神奈川県、千葉県、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、開成町、愛川町、山梨県	学校給食費の公会計化に伴う生活保護制度の教育扶助(学校給食費)における支給方法の明確化	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を通知により明確化されたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iii)学校給食をはじめとする教育扶助(13条)については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体の長等に対して支払うことを可能とする。
215	神奈川県、横浜市、海老名市	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定の実施	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 ※都道府県や市町村に対し協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	農林水産省	5【農林水産省】 (11)消費・安全対策交付金 地方公共団体が農林水産大臣から協力指示(植物防疫法(昭25法151)19条1項)を受けて防除に関する業務に協力する場合の特殊病害虫緊急防除に係る消費・安全対策交付金の交付については、あらかじめ病害虫の発生状況や防除措置の内容、スケジュール等を地方公共団体と協議し、交付金額及び交付時期について十分調整を行った上で、地方公共団体の事務の執行に支障が生じないよう遅滞なく決定する。
216	神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査に係る都道府県及び市町村の事務の廃止	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の見直しを行うことで、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	農林水産省	5【農林水産省】 (10)地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握 地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体等に周知する。 また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。
217	神奈川県、さいたま市、藤沢市、秦野市、海老名市、寒川町、開成町	農業次世代人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証するものとして求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記する。	農林水産省	5【農林水産省】 (13)農業人材力強化総合支援事業 (i)農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業に係る交付申請時等に添付する農地の所有権又は利用権を有していることを証する書面については、農地基本台帳の写しに限られるものではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸借又は売買に係る契約書等の他の書面で代替可能であることを明確化するため、令和2年4月を目途に「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官)及び「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」を改正する。
218	神奈川県	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の廃止	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の廃止	国土交通省	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (i)土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請(19条5項)等の手続については、都道府県知事を経由しないこととし、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)を令和元年度中に改正する。
219	神奈川県 【重点40】	地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	総務省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (i)試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（新潟県関連）（4件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
124	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	厚生労働省	—
125	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営場合の介護予防支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	厚生労働省	—
140	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
169	栃木県、群馬県、新潟県	「民泊制度運営システム」により行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識発行に係る手続の簡素化	住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受理した際には、標識発行に最低限必要な内容のみを「民泊制度運営システム」に入力すれば、同システムへの添付書類の登録を待たずに、標識が発行可能となるよう見直しを求める。	厚生労働省、国土交通省	5【国土交通省】 (20)住宅宿泊事業法(平29法65) 住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識(13条)の発行に必要な届出番号については、観光庁が運営する「民泊制度運営システム」に住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していなくても、都道府県知事等において取得可能であることを、地方公共団体に周知する。 (関係府省:厚生労働省) [措置済み(令和元年11月19日第11回住宅宿泊事業法関係自治体連絡会議)]

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（富山県関連）（2件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
8	富山市 【重点10】	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所や学校等を訪問先として認める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (4)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
293	富山県	保育所等の実地監査の効率的な実施方法の周知等について	保育所及び幼保連携型認定こども園の実地監査について、監査内容の弾力的な運用を検討するにあたり、好事例や留意事項を示すなど、効率的な実施方法を周知していただきたい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	—

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（石川県関連）（2件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
84	石川県	行政不服審査裁 決・答申検索デー タベースの改善に ついて	「行政不服審査裁 決・答申検索デー タベース」について、PDFファイルの 記載内容についても検索の対象とす ること	総務省	5【総務省】 (17)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の 検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮し つつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和 元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ず る。 また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善につ いては、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、 令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。
288	石川県	自然環境整備交 付金の申請手続 きの改善について	自然環境整備交付金について、交 付申請時の本工事費内訳、測量設 計費内訳等の添付を不要とすること	環境省	5【環境省】 (5)自然環境整備交付金 自然環境整備交付金の申請手続については、地方公共団体に おける事務の円滑な実施に資するよう、申請時における経費の 積算の簡素化が可能であることを、地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和元年10月7日自然環境整備交付金等担当者説 明会)]

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（福井県関連）（3件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
47	福井市 【重点11】	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大	保育士の対応が可能な医療的ケアに酸素療法の管理を加えること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (29)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (iii)保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為(施行規則1条)の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受入れに係る調査を行った上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
48	福井市 【重点10】	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (4)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
49	福井市 【重点25】	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	総務省、農林水産省	5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:総務省)

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（山梨県関連）（4件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
54	山梨県	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。	警察庁、総務省	5【総務省】 (9) 道路交通法(昭35法105) 交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。 (関係府省:警察庁)
55	山梨県	公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任	公害審査委員候補者の委嘱期間について、現在は公害紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じて条例により、1年よりも長い期間委嘱することができるようにする。	総務省	5【総務省】 (10) 公害紛争処理法(昭45法108) 公害審査委員候補者(18条1項)の委嘱期間については、1年を超え3年を上限として都道府県が条例で定める期間とすることを可能とする。
211	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。また、データ標準レイアウト改版は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	内閣府、総務省	5【総務省】 (24) マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。 (関係府省:内閣府)
213	神奈川県、千葉県、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、開成町、愛川町、山梨県	学校給食費の公会計化に伴う生活保護制度の教育扶助(学校給食費)における支給方法の明確化	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を通知により明確化されたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16) 生活保護法(昭25法144) (iii) 学校給食をはじめとする教育扶助(13条)については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体の長等に対して支払うことを可能とする。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（長野県関連）（5件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
119	埼玉県、茨城県、群馬県、川越市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	生活保護ケースワーカーの要件「社会福祉主事」資格の緩和	指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (i)社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。
120	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野県	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	農林水産省	—
234	長野県	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に基づく随意契約によって調達できる業務の拡大	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。 なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対応する部分の文言は「design contest」＝「設計コンテスト」となっており、建築物に限定した文言は見当たらない。	総務省、外務省	—
235	長野県	医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止	医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介すことなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
236	長野県	歯科医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止	歯科医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介すことなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（岐阜県関連）（5件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
113	岐阜県	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	税務署へ書面提出された添付書類についても国税連携システムのデータ連携の対象とすることを求める	総務省、財務省	—
114	岐阜県	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金(3月交付分)の交付決定日を早めることを求める。	警察庁、総務省	5【総務省】 (9)道路交通法(昭35法105) 交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。 (関係府省:警察庁)
165	多治見市 【重点4】	ひとり親家庭等の支援事業に関する自治体への調査権限の付与	母子家庭自立支援給付金等事務において、ひとり親家庭であるかについて、自治体へ調査権限を付与すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (23)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 母子家庭自立支援給付金(31条)及び父子家庭自立支援給付金(31条の10)については、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担の軽減及び当該給付金の適正な支給を図る観点から、申請者が支給要件に該当することを都道府県等が確認するに当たり、申請者が離婚後に戸籍を他の市町村(特別区を含む。)に移した場合等、申請者の状況に応じて必要となる添付書類等について、改めて都道府県等に通知する。 [措置済み(令和元年11月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)]
166	多治見市 【重点4】	特定求職者雇用開発助成金に関する市区町村の証明に係る事務の見直し	特定求職者雇用開発助成金に係る母子家庭の母等であることの証明について、市区町村等の証明書を廃止する。または、証明が必要である場合、市区町村に当該証明に関する調査(戸籍の公用請求等を含む)権限を付与する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (26)雇用保険法(昭49法116) 特定求職者雇用開発助成金(施行規則110条1項)のうち特定就職困難者コース助成金については、国が当該助成金に係る対象者が母子家庭の母等(同規則110条2項1号イの(5))に該当するか否かを確認するに当たって、市区町村に対し、当該対象者が母子家庭の母等であることの証明を求めることがないよう、「雇用関係助成金支給要領」(平25厚生労働省職業安定局)を令和元年度中に改正する。あわせて、改正後の取扱いを、都道府県労働局に令和元年度中に通知する。
287	羽島市 【重点20】	未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与	未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を与えて欲しい。	総務省、国土交通省	5【国土交通省】 (19)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (iii)特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がなくとも固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的な情報(建築年数、構造、面積等)の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省)

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（静岡県関連）（2件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
131	富士市、島田市、藤枝市、下田市、裾野市、伊豆市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、長泉町、小山町	一般旅客自動車運送事業に係る許可申請から運行開始までに掛かる期間の短縮	道路運送法第4条による一般旅客自動車運送事業の申請について、具体的な路線・区域の計画がないため許可の申請ができない者であっても、地方自治体が認める場合には、許可申請から運行開始までに必要となる手続の一部を事前に行うことを可能とすること等により、運行開始までの期間が短縮できるようにする。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (iv)一般乗合旅客自動車運送事業の許可(4条)に係る手続のうち、同事業の遂行に必要な法令の知識を有することを確認する試験については、許可の申請をしようとする者が地方公共団体からの運行の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とし、令和元年度中に必要な措置を講ずる。
208	静岡県、埼玉県、南豆衛生プラント組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島函南広域行政組合、富士山南東消防組合、裾野市長泉町衛生施設組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、御殿場市・小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、共立蒲原総合病院組合、志太広域事務組合、大井上水道企業団、駿遠学園管理組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団	一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化	現状、一部事務組合が所有する不動産の登記手続において、法務局から「一部事務組合の資格証明書」(一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」を都道府県知事の名で証明)の提出を求められるが、これを「設立許可書の写し」「組合規約」の確認等へ変更すること。 上記提案が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本還付を認めること。	法務省	—

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（愛知県関連）（11件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
92	愛知県	宗教法人の境内地及び境内建物の登録免許税非課税要件の明確化	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	財務省、文部科学省	5【文部科学省】 (6)宗教法人法(昭26法126)及び登録免許税法(昭42法35)宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じる。 (関係府省:財務省)
93	愛知県	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県経由事務の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県経由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
94	愛知県 【重点43】	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、希望調査や交付申請等のとりまとめはこれまで通り都道府県が行うとしても、県の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いをできるようにすること。	内閣府	5【内閣府】 (13)地域女性活躍推進交付金 地域女性活躍推進交付金の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う事業については、当該交付金交付要綱を改正し、都道府県の予算計上を要することなく国から市町村に当該交付金を直接交付することを令和2年度に実施する同事業から可能とする。
95	愛知県	環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合	個々の環境省等所管法令に基づき行う立入検査に係る身分証明書について、厚生労働省の定める環境衛生監視員証を参考に、1枚あるいは可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。	経済産業省、国土交通省、環境省	5【環境省】 (1)温泉法(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法138)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭58法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)、土壤汚染対策法(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51) 各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:経済産業省及び国土交通省)
96	愛知県	クリーニング師試験の受験願書に添える写真の大きさの見直し	クリーニング師試験の受験願書に添えることとされている写真の大きさについて、「手札形」とするクリーニング業法施行規則の規定を見直し、運転免許用等の大きさと提出できるようにする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (17)クリーニング業法(昭25法207) クリーニング師試験の受験願書に添付する写真(施行規則3条2号)については、省令を改正し、写真の大きさを本人確認が可能でかつ簡易に撮影ができるサイズに変更する。 [措置済み(クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第75号))]
97	愛知県 【重点44】	不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止	不動産鑑定士の新規登録、変更登録、死亡等の届出、登録の消除(以下、「不動産鑑定士の新規登録等」という。)について、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条において「その住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、この不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止。	国土交通省	5【国土交通省】 (17)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の新規登録、変更登録、死亡等の届出及び登録の消除に係る都道府県経由事務については、廃止する。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（愛知県関連）（11件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
126	大府市	マイナンバーカード等の手続きにおける留意点の提示	マイナンバーカード又は電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、手続きの留意点を周知すること。	総務省	5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]
127	大府市	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限の都道府県知事から市町村長への移譲	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。	厚生労働省	4【厚生労働省】 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限については、当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
178	豊田市	戸籍法48条1項受理証明書の請求者の拡大および同条2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化	受理証明書について、請求できるのは、戸籍法48条1項に規定されている届出人だけとなっているが、出生や婚姻・離婚を証する証明書として受理証明書を求められるケースが多く、利害関係人にも発行できるように改正する。 また、届書記載事項証明書について、戸籍法48条2項に規定されている特別の事由が具体的にどのような場合か明確にされておらず、発行可否を判断できないため、明確化を求める。	法務省	—
179	豊田市	生活介護事業所における事業所外での社会参加活動の実施が可能な旨の明確化	生活介護事業所が、サービス提供時間中に、事業所外において定期的に社会参加活動等(※)を実施することができる旨を明確化していただきたい。 ※社会参加活動等:地域の社会資源を活用したサービス提供や、公園の清掃活動等の地域活動、企業等と連携した有償ボランティアなど	厚生労働省	5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)生活介護事業所外でのサービス提供時間中における社会参加活動等については、施設の事業計画又は利用者の個別支援計画に明記され、実際に職員が同行してサービスの提供を行っている場合には、当該施設利用者に係る報酬を算定して差し支えないことを、地方公共団体に令和元年度中に周知する。
211	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。 また、データ標準レイアウト改訂は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	内閣府、総務省	5【総務省】 (24)マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改訂については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改訂に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改訂に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。 (関係府省:内閣府)

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（三重県関連）（4件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
85	宮城県、三重県、広島県	墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)において準用する行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)における調査権限の制定	市町村が支出した費用の充当に必要となる事項(遺留金銭や相続人調査)に係る調査権限を創設すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
87	宮城県、三重県、広島県	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)において、費用弁償先として含まれている扶養義務者について、家庭内暴力等特殊事情がある場合はその適用を除外する旨の規定を創設すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
88	宮城県、三重県、広島県  【重点13】	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省第38号)における、附則第3条で定める「管理者に係る経過措置」の改正	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
164	広島県、宮城県、三重県、広島市、愛媛県、中国地方知事会  【重点13】	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(令和6年3月31日)とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（滋賀県関連）（17件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
68	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合 <b>【重点34】</b>	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合 <b>【重点17】</b>	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ii)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
116	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	国土交通省	5【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録を都道府県に申請しようとする場合に提出することとなっている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4及び1条の5)として、全ての役員分の自筆の宣誓書の徴集は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)通知)]
117	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 <b>【重点1】</b>	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)
141	高島市	空家等対策の推進に関する特別措置法上の個人情報取扱いについての見直し	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報を関係する他の相続人に提供する際に、本人の同意を得なくても情報提供できる旨の規定を設けていただきたい。	総務省、国土交通省	—

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（滋賀県関連）（17件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
157	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	内閣官房、総務省、法務省	5【内閣官房】 (1)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び法務省)
158	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点13】	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
163	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	総務省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (ii)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付については、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付を可能とする。
188	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (i)市町村運営有償運送(施行規則49条1項1号)を実施する市町村(特別区を含む。)が行う、運転者ごとの疾病等の有無の確認及び安全を確保するために必要な指示(施行規則51条の18第1項)については、地域公共交通会議(施行規則9条の2)等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び指示を行うことを可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年9月5日付け国土交通省自動車局長通知)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（滋賀県関連）（17件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
189	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化	交通不便地または交通空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)を無償運送の範囲内で収受できる経費とすること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (iii)法における許可又は登録を要しない運送において収受可能としている金銭(「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平30国土交通省自動車局旅客課長))については、特定非営利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを、地方運輸局及び地方公共団体に令和元年度中に通知する。
190	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ii)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
191	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (i)精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
193	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
237	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	「処遇改善等加算I」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算I」の認定に必要なとなる保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算I(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
296	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会  【重点27】	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (v)中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（京都府関連）（16件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
27	京都市 <b>【重点33】</b>	自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるよう同法に規定を設けること。	内閣府、総務省	5【内閣府】 (10)自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭55法87) 市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還を求める者から、当該自転車等と引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。 (関係府省:総務省) [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)]
68	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合 <b>【重点34】</b>	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。 これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合 <b>【重点17】</b>	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ii)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
115	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	環境省	—

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（京都府関連）（16件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
116	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	国土交通省	5【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録を都道府県に申請しようとする場合に提出することとなっている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4及び1条の5)として、全ての役員の自筆の宣誓書の徴集は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)通知)]
117	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点1】	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)
158	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点13】	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（京都府関連）（16件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
162	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点3】	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第13項)を実施するための施設(以下この事項において「病児保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。 (関係府省:厚生労働省)
163	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	総務省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (ii)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付については、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付を可能とする。
187	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点22】	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域からの除外における弾力的な運用	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	農林水産省、経済産業省	5【農林水産省】 (7)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平19法40) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農村産業法」という。)に定められた基本方針(農村産業法3条1項)又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)に定められた基本方針(地域未来法3条1項)に基づいて行う農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)内における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区(農村産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未来法11条2項1号)に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画(農村産業法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未来法11条1項)に同意する場合の判断に当たって、地域の实情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点から踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。 (関係府省:経済産業省)
190	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の实情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ii)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
193	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（京都府関連）（16件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
197	兵庫県、京都府、京都市、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	農林水産省、国土交通省	—
237	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要な保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（大阪府関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
23	豊中市 【重点1】	特定地域型保育事業の確認の効力の拡大について	特定教育・保育施設の確認と同様に、特定地域型保育事業の確認の効力が全国に及ぶよう制度の改正を求める。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)
68	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合 【重点34】	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合 【重点17】	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ii)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
105	茨木市	首長申立てを行う市町村の基準の明確化	市町村長は、老人福祉法等により、65歳以上の者等につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができる。対象者の所在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うものか基準を明確にしてほしい。	法務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (15)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法37)及び老人福祉法(昭38法133) 市町村長(特別区の長を含む。)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省)
108	茨木市	自立支援医療費支給認定申請の簡略化	自立支援医療について、治療期間が長期に渡り、かつ、治療内容に大幅な変更がない者については医師意見書の提出頻度を現行よりも少なくさせるなど、申請手続きを簡略化すべきである。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（大阪府関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
110	茨木市	障害福祉サービス支給量の一時的な変更申請の際、市町村が必要と認めた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法令改正	障害福祉サービス支給量の一時的な変更申請の際、市町村が必要と認めた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法令改正を行うべきである。	厚生労働省	—
111	茨木市	医療的ケア児保育支援モデル事業の事前協議様式の簡素化	様式の重複する設問をどちらかの設問に統一する等、様式の全般的な簡素化を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (42) 保育対策総合支援事業費補助金 保育対策総合支援事業費補助金の交付対象事業のうち、医療的ケア児保育支援モデル事業については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、令和2年度から事前協議に係る実施計画書の記載内容の簡素化等を図る。
112	茨木市	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	①申請書類や申請窓口の一本化 ②内示時期の統一	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3) 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8) 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
115	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	環境省	—
116	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	国土交通省	5【国土交通省】 (14) 旅行業法(昭27法239) 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録を都道府県に申請しようとする場合に提出することとなっている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4及び1条の5)として、全ての役員分の自筆の宣誓書の徴集は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)通知)]
117	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点1】	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11) 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（大阪府関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
157	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	内閣官房、総務省、法務省	5【内閣官房】 (1)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び法務省)
158	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点13】	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
162	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点3】	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第13項)を実施するための施設(以下この事項において「病児保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。 (関係府省:厚生労働省)
163	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	総務省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (ii)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（大阪府関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
188	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (i)市町村運営有償運送(施行規則49条1項1号)を実施する市町村(特別区を含む。)が行う、運転者ごとの疾病等の有無の確認及び安全を確保するために必要な指示(施行規則51条の18第1項)については、地域公共交通会議(施行規則9条の2)等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び指示を行うことを可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年9月5日付け国土交通省自動車局長通知)]
189	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化	交通不便地または交通空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)を無償運送の範囲内で収受できる経費とすること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (iii)法における許可又は登録を要しない運送において収受可能としている金銭(「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平30国土交通省自動車局旅客課長))については、特定非営利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを、地方運輸局及び地方公共団体に令和元年度中に通知する。
190	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ii)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
191	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (i)精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
193	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
197	兵庫県、京都府、京都市、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	農林水産省、国土交通省	—

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（大阪府関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
237	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要なとなる保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
286	東大阪市	企業主導型保育事業に係る助成決定の迅速な情報共有	企業主導型保育事業の助成決定に係る(公財)児童育成協会ないし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)企業主導型保育事業(59条の2)については、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」における意見を踏まえ、保育施設への助成決定等に係る情報を企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ提供するよう、令和元年度中を目途に企業主導型保育事業費補助金実施要綱等を改正する。 (関係府省:厚生労働省)
296	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会  【重点27】	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (v)中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（兵庫県関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
68	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合  【重点34】	都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和	都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合  【重点17】	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ii)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
99	岡山県、兵庫県、中国地方知事会	保健師助産師看護師法施行令等に基づく公私立大学の申請・届出における都道府県経由事務の廃止	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公私立大学が行う文部科学大臣への各種申請・届出における都道府県経由事務の廃止。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
115	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	環境省	—
116	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	国土交通省	5【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録を都道府県に申請しようとする場合に提出することとなっている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4及び1条の5)として、全ての役員分の自筆の宣誓書の徴集は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)通知)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（兵庫県関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
117	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点1】	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)
157	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	内閣官房、総務省、法務省	5【内閣官房】 (1)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び法務省)
158	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点13】	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
162	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点3】	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第13項)を実施するための施設(以下この事項において「病児保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。 (関係府省:厚生労働省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（兵庫県関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
163	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	総務省	5【総務省】 (13) 地方独立行政法人法(平15法118) (ii) 地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。
173	神戸市	後期高齢者医療保険料の特別徴収対象年金の優先順位の見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収対象年金の優先順位を支給額順に変更すること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
174	神戸市	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収の開始時期について、早期に特別徴収を行なうことができるようにすること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
175	神戸市	後期高齢者医療保険料の特別徴収の金額変更に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる本徴収のタイミングにおいても金額変更をできるようにすること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
186	尼崎市	公共土木施設災害復旧事業における合併施行を行う場合の設計変更手続の迅速化	原形復旧に係る災害復旧事業と、同事業採択時の施設の形状・材質等を変更・追加し、施設の効用を増大させる他の事業とを合併して行う場合には、まず原形復旧に係る災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る設計変更協議を受けなければならない。 この合併施行に係る設計変更協議については、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を可能とし、合併施行の場合であっても迅速な事業実施を可能とする。	農林水産省、国土交通省	5【国土交通省】 (7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:農林水産省)
187	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点22】	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域からの除外における弾力的な運用	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	農林水産省、経済産業省	5【農林水産省】 (7) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平19法40) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農村産業法」という。)に定められた基本方針(農村産業法3条1項)又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)に定められた基本方針(地域未来法3条1項)に基づいて行う農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)内における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区(農村産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未来法11条2項1号)に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画(農村産業法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未来法11条1項)に同意する場合の判断に当たって、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点等を踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。 (関係府省:経済産業省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（兵庫県関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
188	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (i)市町村運営有償運送(施行規則49条1項1号)を実施する市町村(特別区を含む。)が行う、運転者ごとの疾病等の有無の確認及び安全を確保するために必要な指示(施行規則51条の18第1項)については、地域公共交通会議(施行規則9条の2)等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び指示を行うことを可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年9月5日付け国土交通省自動車局長通知)]
189	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化	交通不便地または交通空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)を無償運送の範囲内で収受できる経費とすること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (iii)法における許可又は登録を要しない運送において収受可能としている金銭(「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平30国土交通省自動車局旅客課長))については、特定非営利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを、地方運輸局及び地方公共団体に令和元年度中に通知する。
190	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ii)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
191	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (i)精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
193	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
196	兵庫県、播磨町	地方議会議員選挙の立候補届に必要な添付書類の見直し	立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていないため、届出時において容易に住所が確認できるよう立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けること。 虚偽による立候補届を行うことを抑止し、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないため、立候補者に住所等の届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること。	総務省	5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (iii)地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出(86条の4第4項)については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び3項に規定する住所に係る要件に関し、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（兵庫県関連）（26件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
197	兵庫県、京都府、京都市、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	農林水産省、国土交通省	—
237	大阪市、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要なとなる保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
296	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会  【重点27】	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (v)中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（奈良県関連）（4件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
4	五條市 <b>【重点26】</b>	タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設	以下の規定を、現行の道路運送法施行規則第5条に加えるよう求める。 ①市町村長は一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域(当該市町村の区域が含まれる部分に限る。)の変更について、当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請することができる。 ②国土交通大臣は、①の要請があった場合には、市町村長に対し①の要請についての回答をしなければならない。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (ii)地方運輸局長が定める一般乗用旅客自動車運送事業における営業区域の単位(施行規則5条)の変更については、地域公共交通会議における協議事項に含まれることを明確化するため、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平18国土交通省自動車局長)を改正し、地域公共交通会議における関係者の意見も踏まえながら地方運輸局長が営業区域を見直した事例と併せて、令和元年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。
28	奈良県 <b>【重点36】</b>	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の回収事務を私人に委託できるように求める制度改正	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に生じる損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できるように公営住宅法及び施行令の改正等による制度改正を求める。	総務省、国土交通省	5【国土交通省】 (11)公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の明渡し請求後に明渡し義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:総務省)
29	奈良県	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業着手の早期化	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業について、事業の早期着手が可能となるよう、事務手続の簡素化や執行フローの見直しを行う。	農林水産省	5【農林水産省】 (14)畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業については、事業計画等の策定手続の迅速化に資するよう、講習会の開催や計画の策定に係る留意事項の周知等必要な支援を令和2年中に実施する。
30	奈良県	認定こども園施設整備交付金等のスケジュールの早期化	認定こども園施設整備交付金及び保育所等施設整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (11)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (39)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（和歌山県関連）（19件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
68	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合  【重点34】	都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和	都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。 これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合  【重点17】	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ii)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
115	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	環境省	—
116	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	国土交通省	5【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録を都道府県に申請しようとする場合に提出することとなっている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4及び1条の5)として、全ての役員分の自筆の宣誓書の徴集は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)通知)]
117	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点1】	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（和歌山県関連）（19件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
157	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	内閣官房、総務省、法務省	5【内閣官房】 (1)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び法務省)
158	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点13】	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
162	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点3】	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第13項)を実施するための施設(以下この事項において「病児保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。 (関係府省:厚生労働省)
163	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	総務省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (ii)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（和歌山県関連）（19件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
187	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県 <b>【重点22】</b>	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域からの除外における弾力的な運用	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	農林水産省、経済産業省	5【農林水産省】 (7)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平19法40) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農村産業法」という。)に定められた基本方針(農村産業法3条1項)又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)に定められた基本方針(地域未来法3条1項)に基づいて行う農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)内における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区(農村産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未来法11条2項1号)に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画(農村産業法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未来法11条1項)に同意する場合の判断に当たって、地域の实情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点から踏まえ、地域の事態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。 (関係府省:経済産業省)
188	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (i)市町村運営有償運送(施行規則49条1項1号)を実施する市町村(特別区を含む。)が行う、運転者ごとの疾病等の有無の確認及び安全を確保するために必要な指示(施行規則51条の18第1項)については、地域公共交通会議(施行規則9条の2)等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の实情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び指示を行うことを可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年9月5日付け国土交通省自動車局長通知)]
189	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化	交通不便地または交通空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)を無償運送の範囲内で収受できる経費とすること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (iii)法における許可又は登録を要しない運送において収受可能としている金銭(「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平30国土交通省自動車局旅客課長))については、特定非営利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを、地方運輸局及び地方公共団体に令和元年度中に通知する。
190	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の实情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ii)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
193	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（和歌山県関連）（19件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
197	兵庫県、京都府、京都市、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	農林水産省、国土交通省	—
237	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要なとなる保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
296	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会  【重点27】	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (v)中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（鳥取県関連）（22件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
68	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合  【重点34】	都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和	都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合  【重点17】	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ii)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
78	米子市	放課後等デイサービス基本報酬算定指標と障害児の通所給付決定時の調査項目の統一	障害児の通所給付決定時の調査項目(5領域11項目の調査)のうち、「⑤行動障害及び精神症状」の設問について、放課後等デイサービス基本報酬算定指標と同一の内容とした上で、放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標として用いること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (ii)障害児通所給付決定時の調査(21条の5の6第2項)と放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。
79	米子市  【重点7】	児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける従業員及び員数の基準の見直し	児童発達支援及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる場合以外)事業所における、従業者の人員基準について、看護職員を従業者の基準に含め、医療的ケアが必要な障害児の受け入れ体制を整える。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
115	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	環境省	—

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（鳥取県関連）（22件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
116	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	国土交通省	5【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録を都道府県に申請しようとする場合に提出することとなっている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4及び1条の5)として、全ての役員の自筆の宣誓書の徴集は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)通知)]
117	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点1】	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)
158	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点13】	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
162	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点3】	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第13項)を実施するための施設(以下この事項において「病児保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。 (関係府省:厚生労働省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（鳥取県関連）（22件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
163	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	総務省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (ii)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。
187	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県 <b>【重点22】</b>	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域からの除外における弾力的な運用	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	農林水産省、経済産業省	5【農林水産省】 (7)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平19法40) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農村産業法」という。)に定められた基本方針(農村産業法3条1項)又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)に定められた基本方針(地域未来法3条1項)に基づいて行う農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)内における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区(農村産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未来法11条2項1号)に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画(農村産業法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未来法11条1項)に同意する場合の判断に当たって、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点等を踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。 (関係府省:経済産業省)
188	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (i)市町村運営有償運送(施行規則49条1項1号)を実施する市町村(特別区を含む。)が行う、運転者ごとの疾病等の有無の確認及び安全を確保するために必要な指示(施行規則51条の18第1項)については、地域公共交通会議(施行規則9条の2)等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び指示を行うことを可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年9月5日付け国土交通省自動車局長通知)]
190	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ii)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
191	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (i)精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（鳥取県関連）（22件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
193	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
197	兵庫県、京都府、京都市、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	農林水産省、国土交通省	—
295	鳥取県、中国地方知事会 <b>【重点15】</b>	介護福祉士実務者研修における看護師、准看護師(以下、「看護師等」という。)の一部科目(医療的ケア)受講免除	看護師等が、介護福祉士実務者研修を受講する際に、一部科目(医療的ケア)の受講を免除すること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (29)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ii)介護福祉士実務者研修(40条2項5号)については、看護師及び准看護師が受講する場合に「医療的ケア」の科目の履修を免除するため、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平30厚生労働省社会・援護局長)及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平30文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長)を令和元年度中に改正する。
296	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会 <b>【重点27】</b>	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (v)中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
298	鳥取県	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る都道府県経由事務の廃止	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県経由事務を廃止すること。	総務省、厚生労働省	—
300	鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 <b>【重点2】</b>	里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について	一時預かり事業の利用対象児童について、里帰り出産時等など、居住地の保育所に入所・在籍している乳幼児を居住地外の保育所等でも受け入れ可能かどうか明確にするとともに、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取り扱いの明確化を求める。	内閣府、厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (iv)里帰り出産等における一時預かり事業(6条の3第7項)の実施については、里帰り先の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法(平24法65)68条)の対象となること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（島根県関連）（5件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
19	出雲市 【重点5】	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合も、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けたものであっても実施することができるよう、保育所等と同様の特例を認める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (ii)社会福祉法人の資産要件(25条)について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平12厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長)を改正する。
20	出雲市 【重点42】	犬の登録情報の取扱いの変更	狂犬病予防法に基づく業務で、犬の所有者から死亡届が提出されない登録原簿について、平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知にある転居先不明原簿と同様な取り扱いとし、一定の条件を満たすものは登録頭数に含めないものとする。 (例) 登録頭数に含まないもの:年齢が20歳を超える犬であって、直近5年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていないと認められるとき	厚生労働省	5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
21	出雲市 【重点42】	犬の登録情報の職権削除等ができる権限の付与	一定期間経過したものについては、その犬の登録を職権削除等ができる権限を付与すること。 (例) 職権削除できるもの:年齢が25歳を超えるもの	厚生労働省	5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
22	出雲市 【重点42】	狂犬病予防法に国外転出の届出を義務化	狂犬病予防法に、登録を受けた犬の所有者は、その犬の所在地を国外へと変更する場合、その犬の所在地を所轄する市町村長に届け出なければならないという旨の条文を追記する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
37	島根県	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (i)診療所の管理者(10条)については、原則として、当該診療所で定めた医師の勤務時間の全てにおいて勤務する者とするが、医師が不足している地域等でそのような医師を確保することが困難な診療所においては、そのような医師でなくとも、連絡体制の確保等による管理者責務の確実な履行を前提に、例外的に都道府県等が管理者と認めることができる旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長通知)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（岡山県関連）（6件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
99	岡山県、兵庫県、中国地方知事会	保健師助産師看護師法施行令等に基づく公私立大学の申請・届出における都道府県經由事務の廃止	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公私立大学が行う文部科学大臣への各種申請・届出における都道府県經由事務の廃止。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県經由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
100	岡山県、中国地方知事会	災害救助等に使用する車両の有料道路無料化措置に係る被災都道府県の事務簡素化	災害救助等に使用する車両の有料道路の無料化措置にあたり、被災直後の都道府県に高速道路会社等との協議等の事務が発生しないようにする。 具体的には、被災都道府県と高速道路会社等との調整を待たずとも、災害救助法適用期間中など被災直後の一定期間内の災害の救助のための車両であれば、自動的に無料化措置がなされるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正等を行うこと。	国土交通省	5【国土交通省】 (15)道路整備特別措置法(昭31法7) 料金を徴収しない車両を定める告示(平17国土交通省告示1065)3号に基づき、災害救助等のために使用する車両に係る高速道路の無料措置を実施するに当たって、被災都道府県が行う高速道路会社等との調整については、被災直後における円滑な無料措置の実施に資するよう、その運用実態等を検証し、適切な取組事例等を都道府県及び高速道路会社等に令和元年度中に周知する。
101	岡山県、中国地方知事会	計量士登録申請書の「別紙様式」に使用する用紙の見直し	計量士登録申請書の「別紙様式」は、カーボン紙を使用した3枚複写の用紙を使用することとされているが、ホームページからダウンロードした様式を印刷した用紙等で対応可能とするよう求める。	経済産業省	5【経済産業省】 (5)計量法(平4法51) 計量士登録申請書(施行規則54条1項)の別紙様式については、申請者の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和元年度中に省令を改正し、所定の用紙以外の使用を可能とする。
102	岡山県、中国地方知事会	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を作成することができる基準の緩和	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を策定できる市町村の基準を見直し、「飼養密度」の基準を満たさなくても策定できるようにすること。	農林水産省	5【農林水産省】 (15)草地畜産基盤整備事業 草地畜産基盤整備事業については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)に基づく市町村計画を作成することができる市町村の基準(同法施行規則2条の2)を満たさない市町村においても、当該事業の活用により畜産振興が図られるよう、市町村計画の作成を必須とする実施要件を見直す方向で検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
103	岡山県	財政事情等ヒアリング1月実施分の意義の明確化	財政事情等ヒアリングは年3回(4月、9月、1月)実施されているが、1月実施分について、その意義について明確化を求める。また、9月ヒアリング以降、財政事情に特別な動きがないのであれば、当該調査を省略可とする。	総務省	5【総務省】 (19)財政事情等ヒアリング 財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減を図るため、令和元年中に調査項目を削減するとともに、調査様式を簡素化する。
138	玉野市	老人福祉法の届出書類等の簡素化	介護サービス事業者の申請等に係る文書量の削減の観点から、介護保険法施行規則等の改正が行われたことを踏まえ、同様の観点から、老人福祉法施行規則を見直し、届出書類等の簡素化を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (22)老人福祉法(昭38法133) 老人福祉法に基づく施設の設置の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（広島県関連）（9件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
7	三原市	医療従事者の籍(名簿)登録まつ消(削除)申請に係る手続の柔軟化	医療従事者(※)の籍(名簿)登録まつ消(削除)申請の必要書類について、死亡診断書あるいは死体検案書の写し(原本照合なし)で可能とする。 ※医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士 薬剤師については、死亡診断書または死体検案書の写し(原本照合なし)で可能	厚生労働省	5【厚生労働省】 (10)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64) 医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の死亡の理由による籍(名簿)登録の抹消(削除)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書及び死体検案書は写しの使用が可能となるよう、「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」(昭35厚生省医務局長)を令和元年度中に改正する。
51	愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (14)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
52	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	地域環境保全基金事業にかかる経費(旅費)の認定及び通知等による明確化	地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。	環境省	5【環境省】 (4)地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。
57	広島市、広島県	学校給食における前日調理の規制の緩和	学校給食衛生管理基準において、「給食の食品は、原則として、前日調理を行わず」と定められているが、前日調理を規制している根拠(リスク)を明確に示した上で、このリスクを排除することができる場合は前日調理を可能とするよう求める。	文部科学省	5【文部科学省】 (7)学校給食法(昭29法160) (i)学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準(9条1項)において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。 [措置済み(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)]
61	広島市	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（広島県関連）（9件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
85	宮城県、三重県、広島県	墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)において準用する行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)における調査権限の制定	市町村が支出した費用の充当に必要な事項(遺留金銭や相続人調査)に係る調査権限を創設すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
87	宮城県、三重県、広島県	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)において、費用弁償先として含まれている扶養義務者について、家庭内暴力等特殊事情がある場合はその適用を除外する旨の規定を創設すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
88	宮城県、三重県、広島県  【重点13】	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省第38号)における、附則第3条で定める「管理者に係る経過措置」の改正	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
164	広島県、宮城県、三重県、広島市、愛媛県、中国地方知事会  【重点13】	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(令和6年3月31日)とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（山口県関連）（2件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
25	山口県、中国 地方知事会、 九州地方知事 会	「国会議員の選挙 等の執行経費の 基準に関する法 律」に基づく執行 経費認定の弾力 的運用	システム改修の原因が明らか(法改 正、OSサポート期間終了など)で あって、やむを得ない事情がある場 合(システム改修に期間を要す)に は、監督官庁(総務省)と協議した上 で、事業の事前着手を認めることと する。(次期選挙執行時に、必要経 費として計上可とする。)	総務省	—
26	下関市  【重点39】	審査請求を全部 認容する場合にお ける地方自治法に 基づく議会への諮 問手続の廃止	地方自治法第206条第2項、第229 条第2項、第231条の3第7項、第 238条の7第2項、第243条の2第11 項及び第244条の4第2項の各規定 に、改正行政不服審査法で規定され た第三者機関への諮問が省略でき る旨の規定に倣って、議会への諮問 の例外として、「審査請求が不適法 であり、却下する場合」に加え、「申 請に対する処分に関する審査請求 を全部認容する場合」を追加する。	内閣府、総務省	—

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（徳島県関連）（21件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
51	愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (14)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
52	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	地域環境保全基金事業にかかる経費(旅費)の認定及び通知等による明確化	地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。	環境省	5【環境省】 (4)地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。
63	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交付している狩猟免許と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。	環境省	5【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
64	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町  【重点25】	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	総務省、農林水産省	5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:総務省)
68	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合  【重点34】	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。 これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合  【重点17】	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（徳島県関連）（21件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ii)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
115	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	環境省	—
116	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	国土交通省	5【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録を都道府県に申請しようとする場合に提出することとなっている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4及び1条の5)として、全ての役員分の自筆の宣誓書の徴集は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)通知)]
117	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点1】	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 (関係府省:厚生労働省)
157	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	内閣官房、総務省、法務省	5【内閣官房】 (1)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び法務省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（徳島県関連）（21件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
158	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点13】	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
162	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点3】	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされたい。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第13項)を実施するための施設(以下この事項において「病児保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。 (関係府省:厚生労働省)
163	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	総務省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (ii)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（徳島県関連）（21件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
187	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点22】	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域からの除外における弾力的な運用	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	農林水産省、経済産業省	5【農林水産省】 (7)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平19法40) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農村産業法」という。)に定められた基本方針(農村産業法3条1項)又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)に定められた基本方針(地域未来法3条1項)に基づいて行う農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)内における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区(農村産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未来法11条2項1号)に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画(農村産業法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未来法11条1項)に同意する場合の判断に当たって、地域の实情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点から踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。 (関係府省:経済産業省)
188	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (i)市町村運営有償運送(施行規則49条1項1号)を実施する市町村(特別区を含む。)が行う、運転者ごとの疾病等の有無の確認及び安全を確保するために必要な指示(施行規則51条の18第1項)については、地域公共交通会議(施行規則9条の2)等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の实情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び指示を行うことを可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年9月5日付け国土交通省自動車局長通知)]
189	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化	交通不便地または交通空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)を無償運送の範囲内で収受できる経費とすること。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (iii)法における許可又は登録を要しない運送において収受可能としている金銭(「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平30国土交通省自動車局旅客課長))については、特定非営利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを、地方運輸局及び地方公共団体に令和元年度中に通知する。
190	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の实情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ii)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（徳島県関連）（21件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
237	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要なとなる保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
296	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会  【重点27】	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (v)中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（香川県関連）（3件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
63	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交付している狩猟免許と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。	環境省	5【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
64	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町  【重点25】	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	総務省、農林水産省	5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:総務省)
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合  【重点17】	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（愛媛県関連）（7件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
51	愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (14)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
52	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	地域環境保全基金事業にかかる経費(旅費)の認定及び通知等による明確化	地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。	環境省	5【環境省】 (4)地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。
63	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交付している狩猟免許と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。	環境省	5【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
64	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町  【重点25】	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	総務省、農林水産省	5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:総務省)
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	国土交通省	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ii)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
72	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応を認める。	総務省	5【総務省】 (16)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議)において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
164	広島県、宮城県、三重県、広島市、愛媛県、中国地方知事会  【重点13】	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(令和6年3月31日)とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（高知県関連）（5件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
51	愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (14)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]
52	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	地域環境保全基金事業にかかる経費(旅費)の認定及び通知等による明確化	地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。	環境省	5【環境省】 (4)地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。
63	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交付している狩猟免許と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。	環境省	5【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
64	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町  【重点25】	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	総務省、農林水産省	5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:総務省)
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合  【重点17】	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（福岡県関連）（8件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
220	九州地方知事会	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。 (ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。) 併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	厚生労働省	—
223	九州地方知事会	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
225	九州地方知事会	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (12)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)  5【厚生労働省】 (41)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（福岡県関連）（8件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
226	九州地方知事会	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
227	九州地方知事会 <b>【重点29】</b>	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。
228	九州地方知事会 <b>【重点29】</b>	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。
229	九州地方知事会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	法務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (ii)矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:法務省)
230	九州地方知事会 <b>【重点41】</b>	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	総務省、文部科学省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省:文部科学省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（佐賀県関連）（8件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
220	九州地方知事会	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。 (ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。)併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	厚生労働省	—
223	九州地方知事会	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
225	九州地方知事会	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (12)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)  5【厚生労働省】 (41)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（佐賀県関連）（8件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
226	九州地方知事会	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
227	九州地方知事会 【重点29】	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。
228	九州地方知事会 【重点29】	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。
229	九州地方知事会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	法務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (ii)矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:法務省)
230	九州地方知事会 【重点41】	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	総務省、文部科学省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省:文部科学省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（長崎県関連）（8件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
220	九州地方知事会	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。 (ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。) 併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	厚生労働省	—
223	九州地方知事会	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
225	九州地方知事会	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (12)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)  5【厚生労働省】 (41)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（長崎県関連）（8件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
226	九州地方知事会	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
227	九州地方知事会 <b>【重点29】</b>	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。
228	九州地方知事会 <b>【重点29】</b>	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。
229	九州地方知事会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	法務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (ii)矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:法務省)
230	九州地方知事会 <b>【重点41】</b>	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	総務省、文部科学省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省:文部科学省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（熊本県関連）（13件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
148	熊本市	障害支援区分認定期間の見直し	障害支援区分の認定期間の上限を延長すること(例えば6年等とする。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii)障害支援区分の認定(21条1項)の有効期間については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における認定事務の実態等を踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
149	熊本市 【重点6】	障害児通所給付における支給決定有効期間の見直し	障害児通所支援に係る支給決定有効期間の上限を延長すること(例えば3年等とする)。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (v)障害児通所給付決定の有効期間(21条の5の7第8項)については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
150	熊本市 【重点32】	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。	経済産業省	4【経済産業省】 (1)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
151	熊本市	消防施設整備計画実態調査の調査方法の見直し	消防庁が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地の地図の作成に係る事務作業の負担軽減を図るため国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステム等を導入し、それを全国の消防本部等が活用できるよう対応していただきたい。	総務省	5【総務省】 (20)消防施設整備計画実態調査 消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
152	熊本市 【重点21】	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	総務省、国土交通省	5【国土交通省】 (19)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ii)代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。 (関係府省:総務省)
220	九州地方知事会	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。 (ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。)併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	厚生労働省	—

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（熊本県関連）（13件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
223	九州地方知事会	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
225	九州地方知事会	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (12)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)  5【厚生労働省】 (41)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)
226	九州地方知事会	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
227	九州地方知事会  【重点29】	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（熊本県関連）（13件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
228	九州地方知事会  【重点29】	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事の事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。
229	九州地方知事会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	法務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (ii)矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:法務省)
230	九州地方知事会  【重点41】	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	総務省、文部科学省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省:文部科学省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（大分県関連）（15件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
9	佐伯市、別府市、大分市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町	災害ボランティア車両の有料道路無料化措置に係る運用の明確化	災害ボランティアのために使用する車両に係る有料道路の無料化措置について、被災地の社会福祉協議会やボランティアセンターが発行するボランティア証明書類を持参した車両であれば、全国の地方自治体が発行する災害派遣等従事車両証明書がなくても有料道路の通行が可能となるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正または解釈及び運用の明確化を行うこと。	国土交通省	—
132	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査エリアの改善	調査エリアと自治会エリアを一致させる、または、市町村の裁量によって調査エリアと自治会エリアを一致できる等の修正・変更ができるようにする。	総務省	—
133	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の定数の改善	調査員の定数については、委託費の範囲内で市町村の裁量によって調査員1名の業務を複数名で分担できるようにする。	総務省	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (iii)住宅・土地統計調査の調査員については、都道府県から示された人数の範囲内で、市町村(特別区を含む。)における調査員の選考及び柔軟な配置が可能であることを明確化するため、令和5年の次回調査までに市町村事務処理要領を改正する。
134	豊後高田市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託	市町村が行うこととされている事務(法定受託事務)を、(市町村を経由しないで、)国が直接民間委託できるようにする。	総務省	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (i)住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、市町村(特別区を含む。)が当該事務を処理する場合、民間事業者へ委託することが可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課事務連絡)]
167	宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	住宅・土地統計調査における調査表の二段階配布方式の見直し	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査書類(ID・パスワード等)を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布するといった、二段階配布方式の義務付けを見直し、調査書類等の最初の配布時におけるオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を可能とすること(平成25年度本調査実施時は同時配布)。または、自治体ごとの裁量で選択可能とすること。	総務省	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (iv)住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
183	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	公的年金の特別徴収における還付金の取扱いにかかる地方税法施行規則の改正	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	総務省、厚生労働省	—

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（大分県関連）（15件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
202	竹田市	部活動指導員の活用事例の周知	自治体は国のガイドラインに基づき導入を検討しているが、国、県の補助制度を活用した人材の確保が困難となっている。 部活動指導員の導入事例を周知していただきたい。	文部科学省	5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) 部活動指導員(施行規則78条の2)については、その確保が円滑に進むよう、地方公共団体における取組事例を収集し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
220	九州地方知事会	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。 (ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。) 併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	厚生労働省	—
223	九州地方知事会	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
225	九州地方知事会	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (12)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)  5【厚生労働省】 (41)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（大分県関連）（15件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
226	九州地方知事会	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
227	九州地方知事会 <b>【重点29】</b>	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。
228	九州地方知事会 <b>【重点29】</b>	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。
229	九州地方知事会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	法務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (ii)矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:法務省)
230	九州地方知事会 <b>【重点41】</b>	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	総務省、文部科学省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省:文部科学省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]

## 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（宮崎県関連）（8件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
220	九州地方知事会	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。 (ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。)併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	厚生労働省	—
223	九州地方知事会	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
225	九州地方知事会	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (12)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)  5【厚生労働省】 (41)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（宮崎県関連）（8件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
226	九州地方知事会	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
227	九州地方知事会 【重点29】	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。
228	九州地方知事会 【重点29】	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。
229	九州地方知事会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	法務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (ii)矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:法務省)
230	九州地方知事会 【重点41】	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	総務省、文部科学省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省:文部科学省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（鹿児島県関連）（9件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
62	伊佐市、鹿児島県市長会 <b>【重点7】</b>	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていないセンターにおいても、看護師を定数参入することができるようにされたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
220	九州地方知事会	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。(ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。)併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	厚生労働省	—
223	九州地方知事会	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
225	九州地方知事会	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (12)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)  5【厚生労働省】 (41)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（鹿児島県関連）（9件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
226	九州地方知事会	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
227	九州地方知事会 <b>【重点29】</b>	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。
228	九州地方知事会 <b>【重点29】</b>	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。
229	九州地方知事会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	法務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (ii)矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:法務省)
230	九州地方知事会 <b>【重点41】</b>	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	総務省、文部科学省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省:文部科学省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（沖縄県関連）（10件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
98	沖縄県介護保険広域連合  【重点13】	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長	居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上(令和6年3月31日)延長してもらいたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
220	九州地方知事会	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。(ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。)併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	厚生労働省	—
223	九州地方知事会	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
225	九州地方知事会	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (12)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)  5【厚生労働省】 (41)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

# 令和元年の地方からの提案に関する対応方針（沖縄県関連）（10件）

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
226	九州地方知事会	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)  5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
227	九州地方知事会 【重点29】	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。
228	九州地方知事会 【重点29】	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。
229	九州地方知事会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	法務省、厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (ii)矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:法務省)
230	九州地方知事会 【重点41】	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	総務省、文部科学省	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省:文部科学省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]
294	金武町	病児保育事業の配置基準緩和可能地域の明確化	病児保育事業において、「離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合」には、配置基準を緩和して実施できることとされているが、「離島・中山間地その他の地域」を明確化すること。	内閣府、厚生労働省	—